


施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の基本情報			施設番号	S00683	住所(所在地)	松阪市殿町1508番地				
			施設名称	殿町中学校(校舎)						
			根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	昭和38年度		
			担当部署	教育委員会事務局 教育総務課			財産区分	12 公共用財産		
設置目的	中学校については学校教育法第45条において『小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする』とされ、同法第49条において同法第38条の『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』との規定の準用を受け市町村において設置の義務がある。 なお、学校沿革表によれば昭和22年新学制の開始に伴い各地区に設置された中学校が、昭和23年の学校再配置により現在の殿町中学校となる。									
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第二種住居地域		駐車場(収容台数)	34 台		
	土地	敷地面積	14893.00 m ²		所有者	市		借地期間・借地料	—	
	主たる建物	建物名称	校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和39年 1月 1日		建物取得費	不明	
		延床面積	2098.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成8年			耐震補強(実施年月)	平成9年			
	万歴大 円・規 模 上 画 改 修 3 等 0 の 履	実施年度	対象建物			改修内容			費用(税込)	
		平成9年度	殿町中学校(校舎)【S00684,S00685】			平成9年耐震			212,079,000 円	
		平成12年度	殿町中学校(体育館)			平成12年耐震			65,475,200 円	
	リスク・高機能化対応度	平成14年 大規模空調設備 平成21年 安全安心な学校づくり交付金(障害)【エレベータ棟:2棟、多目的トイレ棟:1棟】								
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で市内の中学校のうち、建設から30年以上経過している学校が11校中8校となっており、全体の約73%を占め、小学校同様に施設の老朽化が進展しています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	統廃合にあたって配慮すべき事項として、教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。地域との関わりにおいては中学校区が一つのコミュニティの単位となっていること、中学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校管理に関する規則による		休館日	松阪市学校管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容					
	正規職員	人	労務員	0.10 人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.10 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					財源				
その他の経費					補助金等収入					
人件費					使用料等収入					
職員等					その他収入					
非常勤職員					③年間収入合計					
①小計					112,710					
④合計(①+②)−③					19,376,813 円					
					市民一人あたりのコスト					
					115.34 円					
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)			
				H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)		
	生徒数		人	389	391	372				
	類似機能を有する公共施設					近隣にある公共施設				
特記事項										


施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の基本情報			施設番号	S00695	住所(所在地)	松阪市鎌田町656番地				
			施設名称	鎌田中学校(校舎)						
			根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	昭和32年度		
			担当部署	教育委員会事務局 教育総務課			財産区分	12 公共用財産		
			設置目的	中学校については学校教育法第45条において『小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする』とされ、同法第49条において同法第38条の『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』との規定の準用を受け市町村において設置の義務がある。 なお、学校沿革表によれば昭和22年新学制の開始に伴い各地区に設置された中学校が、昭和23年の学校再配置により現在の鎌田中学校となる。						
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第二種住居地域		駐車場(収容台数)	43 台		
	土地	敷地面積	16679.00 m ²		所有者	市		借地期間・借地料	—	
	主たる建物	建物名称	校舎			構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和33年 1月 1日		建物取得費	不明	
		延床面積	3837.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成8年			耐震補強(実施年月)	平成9年			
	万歴大 円・規 模以 上画 改修 (3等 の履 0履 0履)	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)		
		平成9年度	鎌田中学校(校舎)【S00695,S00696】		平成9年耐震			55,020,000 円		
		平成12年度	鎌田中学校(体育館)【S00700】		平成12年耐震			15,970,000 円		
		平成26年度	鎌田中学校(武道館)		武道場内装改修工事			4,327,560 円		
	リスク・高機能化対応度	平成14年 大規模空調設備								
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で市内の中学校のうち、建設から30年以上経過している学校が11校中8校となっており、全体の約73%を占め、小学校同様に施設の老朽化が進展しています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	統廃合にあたって配慮すべき事項として、教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。地域との関わりにおいては中学校区が一つのコミュニティの単位となっていること、中学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校管理に関する規則による		休館日	松阪市学校管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容					
	正規職員	人	労務員	0.05 人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計	0.10 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					補助金等収入				
その他の経費					財 源					
人件費					使用料等収入					
職員等					その他収入					
非常勤職員					③年間収入合計					
①小計					171,870					
④合計(①+②)−③					14,671,912 円					
					市民一人あたりのコスト					
					87.33 円					
④ 施設の状況	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)			
				H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)		
	生徒数		人	388	399	404				
	類似機能を有する公共施設				近隣にある公共施設					
特記事項										

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の基本情報			施設番号	S00708	住所(所在地)	松阪市垣鼻町1790番地1				
			施設名称	久保中学校(校舎)						
			根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	昭和37年度		
			担当部署	教育委員会事務局 教育総務課			財産区分	12 公共用財産		
設置目的	中学校については学校教育法第45条において『小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする』とされ、同法第49条において同法第38条の『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』との規定の準用を受け市町村において設置の義務がある。 なお、学校沿革表によれば昭和22年新学制の開始に伴い各地区に設置された中学校が、昭和23年の学校再配置により現在の久保中学校となる。									
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第二種住居地域		駐車場(収容台数)	63 台		
	土地	敷地面積	21666.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和37年11月1日	建物取得費	不明		
		延床面積	2244.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成8年			耐震補強(実施年月)	平成9年			
	万歴大 円・規 模以 上画 改修 (3等 0履 0履)	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)		
		平成13年度	久保中学校(体育館)【S00712】		平成13年耐震			9,616,950 円		
		平成26年度	久保中学校(体育館)【S00712】		屋内運動場床改修工事			25,088,400 円		
		平成26年度	久保中学校(校舎)		屋上防水改修工事			10,958,760 円		
リスク・高機能化対応度	平成14年 大規模空調設備									
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で市内の中学校のうち、建設から30年以上経過している学校が11校中8校となっており、全体の約73%を占め、小学校同様に施設の老朽化が進展しています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	統廃合にあたって配慮すべき事項として、教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。地域との関わりにおいては中学校区が一つのコミュニティの単位となっていること、中学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校管理に関する規則による		休館日	松阪市学校管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容					
	正規職員	人	労務員	0.05 人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計	0.10 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					財源				
その他の経費					補助金等収入					
人件費					使用料等収入					
職員等					その他収入					
非常勤職員					③年間収入合計					
①小計					市民一人あたりのコスト					
④合計(①+②) - ③										
④ 施設の状況	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)			
				H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)		
	生徒数		人	703	682	655				
	類似機能を有する公共施設				近隣にある公共施設					
	特記事項									


施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の基本情報			施設番号	S00740	住所(所在地)	松阪市立野町1344番地				
			施設名称	中部中学校(校舎)						
			根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	昭和45年度		
			担当部署	教育委員会事務局 教育総務課			財産区分	12 公共用財産		
設置目的	中学校については学校教育法第45条において『小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする』とされ、同法第49条において同法第38条の『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』との規定の準用を受け市町村において設置の義務がある。 なお、学校沿革表によれば昭和22年新学制の開始に伴い各地区に設置された中学校が幾度の統合等を経て、昭和44年に現在の中部中学校となる。									
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第一種低層住居専用地域		駐車場(収容台数)	59 台		
	土地	敷地面積	47888.00 m ²		所有者	市		借地期間・借地料	—	
	主たる建物	建物名称	校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和46年 3月 1日		建物取得費	不明	
		延床面積	4541.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成9年			耐震補強(実施年月)	平成10年			
	万歴大 円・規 模以 上画 改修 (3等 0履 0履)	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)		
		平成16年度	中部中学校(校舎)【S00740】		大規模改造			144,524,093 円		
		平成17年度	中部中学校(校舎)【S00740】		大規模改造			91,043,400 円		
		平成18年度	中部中学校(校舎)【S00741】		耐震補強			5,071,500 円		
平成26年度		中部中学校(校舎)		職員室・校長室・事務室空調設備改修			3,493,800 円			
リスク・高機能化対応度	平成14年 大規模空調設備									
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で市内の中学校のうち、建設から30年以上経過している学校が11校中8校となっており、全体の約73%を占め、小学校同様に施設の老朽化が進展しています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	統廃合にあたって配慮すべき事項として、教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。地域との関わりにおいては中学校区が一つのコミュニティの単位となっていること、中学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校管理に関する規則による		休館日	松阪市学校管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容					
	正規職員	人	労務員	0.05 人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計	0.10 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					財源				
その他の経費					補助金等収入					
人件費					使用料等収入					
職員等					その他収入					
非常勤職員					③年間収入合計					
①小計					113,220					
④合計(①+②) - ③					18,167,569 円					
					市民一人あたりのコスト					
					108.14 円					
④ 施設の状況	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)			
				H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)		
	生徒数		人	625	641	669				
	類似機能を有する公共施設				近隣にある公共施設					
特記事項										

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S00733	住所(所在地)	松阪市小片野町228番地		
		施設名称	大江中学校(校舎)				
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	平成3年度	
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産	
		設置目的	中学校については学校教育法第45条において『小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする』とされ、同法第49条において同法第38条の『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』との規定の準用を受け市町村において設置の義務がある。 なお、学校沿革表によれば昭和22年新学制の開始に伴い各地区に設置された大石中学校、小片野中学校、茅江中学校が昭和23年に統合され現在の大江中学校となる。				

② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	13台		
	土地	敷地面積	14219.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	平成4年3月17日	建物取得費	359,579,180円		
		延床面積	1810.80 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大円・規模以上画改(3等0履)	実施年度	対象建物			改修内容			費用(税込)	
	リスク・高機能化対応度									
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で市内の中学校のうち、建設から30年以上経過している学校が11校中8校となっており、全体の約73%を占め、小学校同様に施設の老朽化が進展しています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	統廃合にあたって配慮すべき事項として、教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。地域との関わりにおいては中学校区が一つのコミュニティの単位となっていること、中学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								


③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校管理に関する規則による		休館日	松阪市学校管理に関する規則第4条による		運営形態	直営	
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日		
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容				
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計

③ 管理・運営の概要および経費	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費						
	維持管理経費		11,113,028		運営・事業等経費		0				
	光熱水費		1,633,687		指定管理委託料						
	保守点検委託料		2,330,586		その他の経費						
	賃借料		4,235,301		②小計		0				
	修繕費		404,769		財源						
	その他の経費		2,508,685		補助金等収入						
	人件費		119,050		使用料等収入		80,070				
	職員等		0		その他収入						
	非常勤職員		119,050		③年間収入合計		80,070				
①小計				11,232,078				④合計(①+②)-③		11,152,008円	
④合計(①+②)-③				11,152,008円				市民一人あたりのコスト		66.38円	

④ 施設の状態	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)	
			H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)
	生徒数	人	31	28	23		
	類似機能を有する公共施設				近隣にある公共施設		
	特記事項						


施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の基本情報			施設番号	S00757	住所(所在地)	松阪市魚見町884番地				
			施設名称	東部中学校(校舎)						
			根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	昭和53年度		
			担当部署	教育委員会事務局 教育総務課			財産区分	12 公共用財産		
			設置目的	中学校については学校教育法第45条において『小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする』とされ、同法第49条において同法第38条の『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』との規定の準用を受け市町村において設置の義務がある。 なお、学校沿革表によれば昭和22年新学制の開始に伴い各地区に設置された中学校が幾度の統合等を経て、昭和54年に現在の東部中学校となる。						
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第二種住居地域		駐車場(収容台数)	35 台		
	土地	敷地面積	45706.00 m ²		所有者	市		借地期間・借地料	—	
	主たる建物	建物名称	校舎			構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和53年10月30日		建物取得費	327,222,296 円	
		延床面積	4369.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成10年			耐震補強(実施年月)	平成11年			
	万歴大 円・規 模以 上画 改修 3等 0の 0履	実施年度			対象建物			改修内容	費用(税込)	
		平成11年度			東部中学校(校舎)【S00757】			平成11年耐震	29,969,000 円	
		平成27年度			東部中学校(校舎)			屋上防水改修工事	23,949,000 円	
	リスク・高機能化対応度									
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で市内の中学校のうち、建設から30年以上経過している学校が11校中8校となっており、全体の約73%を占め、小学校同様に施設の老朽化が進展しています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	統廃合にあたって配慮すべき事項として、教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。地域との関わりにおいては中学校区が一つのコミュニティの単位となっていること、中学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校管理に関する規則による		休館日	松阪市学校管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容					
	正規職員	人	労務員	0.05 人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計	0.10 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					財源				
その他の経費					補助金等収入					
人件費					使用料等収入					
職員等					その他収入					
非常勤職員					③年間収入合計					
①小計					13,260					
④合計(①+②)−③					16,643,471 円					
					市民一人あたりのコスト					
					99.07 円					
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)			
				H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)		
	生徒数		人	328	323	290				
	類似機能を有する公共施設				近隣にある公共施設					
特記事項										


施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の基本情報			施設番号	S00775	住所(所在地)	松阪市曲町4番地8				
			施設名称	西中学校(校舎)						
			根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	昭和59年度		
			担当部署	教育委員会事務局 教育総務課			財産区分	12 公共用財産		
設置目的	中学校については学校教育法第45条において『小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする』とされ、同法第49条において同法第38条の『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』との規定の準用を受け市町村において設置の義務がある。 なお、学校沿革表によれば昭和22年新学制の開始に伴い各地区に設置された中学校が昭和34年に西部中学校となり、昭和60年に殿町中学校の一部を編入し、現在の西中学校となる。									
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	20 台		
	土地	敷地面積	37744.00 m ²	所有者	市及び県		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	校舎		構造・階数	鉄筋コンクリート・地上5階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	昭和60年 3月10日	建物取得費	585,000,000 円		
		延床面積	4597.25 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要		耐震補強(実施年月)	不要				
	万歴大 円・規 模 計 画 改 修 等 の 履 行	実施年度	平成26年度		対象建物	西中(外トイレ)		改修内容	費用(税込)	
			平成27年度			西中(グラウンド)		防球ネット、防砂ネット改修設置工事	4,173,120 円	
リスク・高機能化対応度	平成14年 大規模空調設備、平成23年 多目的トイレ									
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で市内の中学校のうち、建設から30年以上経過している学校が11校中8校となっており、全体の約73%を占め、小学校同様に施設の老朽化が進展しています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	統廃合にあたって配慮すべき事項として、教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。地域との関わりにおいては中学校区が一つのコミュニティの単位となっていること、中学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校管理に関する規則による		休館日	松阪市学校管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	0.05 人	再任用職員	0.05 人	非常勤職員	人	合計	0.10 人
	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費					
	維持管理経費				18,251,277		運営・事業等経費			0
	光熱水費				3,290,694		指定管理委託料			
	保守点検委託料				2,762,128		その他の経費			
	賃借料				4,273,276					
	修繕費				1,633,410		②小計			0
その他の経費				6,291,769						
人件費				498,750		財源				
職員等				498,750		補助金等収入				
非常勤職員				0		使用料等収入			187,680	
						その他収入				
①小計				18,750,027		③年間収入合計			187,680	
④合計(①+②)−③				18,562,347 円		市民一人あたりのコスト			110.49 円	
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)			
				H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)		
	生徒数		人	543	532	478				
	類似機能を有する公共施設				近隣にある公共施設					
特記事項										


施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の基本情報			施設番号	S01461	住所(所在地)	松阪市嬉野下之庄町1725番地				
			施設名称	嬉野中学校(嬉野中学校(嬉野)管理教室棟①)						
			根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	昭和45年度		
			担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産			
		設置目的	中学校については学校教育法第45条において『小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする』とされ、同法第49条において同法第38条の『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』との規定の準用を受け市町村において設置の義務がある。 なお、学校沿革については昭和22年新学制の開始に伴い設置された組合立嬉野中学校が母体となっている。							
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	66 台		
	土地	敷地面積	39078.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	嬉野中学校(嬉野)管理教室棟①			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和46年 3月 1日		建物取得費	939,760,000 円	
		延床面積	1464.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成8年			耐震補強(実施年月)	平成8年			
	万歴大 円・規 模 上 画 改 修 等 の 履 	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)		
		平成10年度	校舎(管理教室棟①)【S01461】		耐震・大規模			87,150,000 円		
		平成23年度	体育館(武道館)【S01463】		平成23年地震補強・大規模			171,903,900 円		
		平成26年度	嬉野中学校(校舎)		放送設備改修工事			5,891,400 円		
	リスク・高機能化対応度									
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で市内の中学校のうち、建設から30年以上経過している学校が11校中8校となっており、全体の約73%を占め、小学校同様に施設の老朽化が進展しています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	統廃合にあたって配慮すべき事項として、教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。地域との関わりにおいては中学校区が一つのコミュニティの単位となっていること、中学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校管理に関する規則による		休館日	松阪市学校管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	0.05 人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計	0.10 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					財源				
その他の経費					補助金等収入					
人件費					使用料等収入					
職員等					その他収入					
非常勤職員					③年間収入合計					
①小計					④合計(①+②)－③					
25,069,645					25,026,805 円					
					市民一人あたりのコスト					
					148.97 円					
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)			
				H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)		
	生徒数		人	497	503	515				
	類似機能を有する公共施設				近隣にある公共施設					
特記事項										

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S01570	住所(所在地)	松阪市中道町345番地	
		施設名称	三雲中学校(三雲中学校(三雲)校舎)			
		根拠条例	松阪市立学校設置条例	設置年度	昭和42年度	
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課	財産区分	12 公共用財産	
		設置目的	中学校については学校教育法第45条において『小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする』とされ、同法第49条において同法第38条の『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』との規定の準用を受け市町村において設置の義務がある。 なお、学校沿革表によれば昭和22年新学制の開始に伴い設置された三渡中学校が昭和43年に雲南中学校と統合し、三雲中学校となる。			

② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	48 台			
	土地	敷地面積	30819.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—			
	主たる建物	建物名称	三雲中学校(三雲)校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	昭和43年 3月31日	建物取得費	747,770,000 円			
		延床面積	3998.48 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準		
		耐震診断(実施年月)	平成9年			耐震補強(実施年月)	平成11年				
	万歴大 円・規 模以 上画 改 修 等 の 履	実施年度	平成11年度		対象建物	三雲中学校(校舎)【S01570】		改修内容	地震補強、大規模改造		
		費用(税込)	152,702,550 円								
		リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備								
		管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で市内の中学校のうち、建設から30年以上経過している学校が11校中8校となっており、全体の約73%を占め、小学校同様に施設の老朽化が進展しています。								
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	統廃合にあたって配慮すべき事項として、教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。地域との関わりにおいては中学校区が一つのコミュニティの単位となっていること、中学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。										


③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校管理に関する規則による	休館日	松阪市学校管理に関する規則第4条による	運営形態	直営			
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日	至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容					
	正規職員	人	労務員	0.05 人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計

③ 管理・運営の概要および経費	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費			
	維持管理経費		17,664,427		運営・事業等経費		0	
	光熱水費	6,317,316		指定管理委託料				
	保守点検委託料	1,128,924		その他の経費				
	賃借料	3,734,434		②小計		0		
	修繕費	436,420		財源	補助金等収入			
	その他の経費	6,047,333			使用料等収入	82,620		
	人件費	451,900			その他収入			
	職員等	332,850		③年間収入合計		82,620		
	非常勤職員	119,050		④合計(①+②) - ③		18,033,707 円		
①小計		18,116,327		市民一人あたりのコスト		107.34 円		

④ 施設の状態	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)	
			H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)
	生徒数	人	426	434	480		
	類似機能を有する公共施設	近隣にある公共施設					
	特記事項						


施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の基本情報			施設番号	S01720	住所(所在地)	松阪市飯南町粥見566番地					
			施設名称	飯南中学校(飯南中学校(校舎))							
			根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	平成 元年度				
			担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
設置目的	中学校については学校教育法第45条において『小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする』とされ、同法第49条において同法第38条の『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』との規定の準用を受け市町村において設置の義務がある。 なお、学校の沿革については昭和22年新学制の開始に伴い設置された粥見中学校と柿野中学校が平成2年に統合され、現在の飯南中学校に至る。										
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	69 台			
	土地	敷地面積	49254.00 m ²		所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	飯南中学校(校舎)			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	平成 2年 2月 1日		建物取得費	不明		
		延床面積	4192.00 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準		
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要				
	万歴大 円・規 模以 上画 改 修 等 の 履 行	実施年度	平成16年度		対象建物	飯南中学校(校舎)【S01720】		改修内容	大規模改造		
		費用(税込)	47,250,000 円								
		リスク・高機能化対応度	平成16年 大規模改造(障害)【エレベータ棟】								
		管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で市内の中学校のうち、建設から30年以上経過している学校が11校中8校となっており、全体の約73%を占め、小学校同様に施設の老朽化が進展しています。								
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	統廃合にあたって配慮すべき事項として、教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。地域との関わりにおいては中学校区が一つのコミュニティの単位となっていること、中学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。										
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校管理に関する規則による		休館日	松阪市学校管理に関する規則第4条による		運営形態	直営			
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日					
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容						
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計	0.05 人	
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費					
	維持管理経費					運営・事業等経費					
	光熱水費					指定管理委託料					
	保守点検委託料					その他の経費					
	賃借料					②小計					
	修繕費					補助金等収入					
その他の経費					使用料等収入						
人件費					その他収入						
職員等					③年間収入合計						
非常勤職員					市民一人あたりのコスト						
①小計					10,200 円						
④合計(①+②)－③					17,183,599 円						
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)				
				H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)			
	生徒数		人	134	120	105					
	類似機能を有する公共施設		近隣にある公共施設								
	特記事項										


施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の基本情報			施設番号	S01776	住所(所在地)	松阪市飯高町宮前927番地2				
			施設名称	飯高東中学校(飯高東中学校校舎(飯高))						
			根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	平成9年度		
			担当部署	教育委員会事務局 教育総務課			財産区分	12 公共用財産		
設置目的	中学校については学校教育法第45条において『小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする』とされ、同法第49条において同法第38条の『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』との規定の準用を受け市町村において設置の義務がある。 なお、学校沿革のついては昭和22年新学制の開始に伴い設置された宮前中学校が昭和50年に名称変更され、現在の飯高東中学校となる。									
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	15台		
	土地	敷地面積	19170.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	飯高東中学校校舎(飯高)			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	平成9年12月24日	建物取得費	458,160,000 円		
		延床面積	2131.00 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大 円・規 模計 画上 画改 修等 の履 0履	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)		
		平成9年度	飯高東中学校(体育館)		平成9年体育館改築			482,688,150 円		
		平成9年度	飯高東中学校(校舎)		平成9年校舎改築			524,724,230 円		
		平成27年度	飯高東中学校(体育館)		屋内運動場天井改修工事			26,881,200 円		
リスク・高機能化対応度	平成14年 大規模空調設備 平成21年 安全安心な学校づくり交付金(障害)【エレベータ棟:2棟、多目的トイレ棟:1棟】									
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で市内の中学校のうち、建設から30年以上経過している学校が11校中8校となっており、全体の約73%を占め、小学校同様に施設の老朽化が進展しています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	統廃合にあたって配慮すべき事項として、教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。地域との関わりにおいては中学校区が一つのコミュニティの単位となっていること、中学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校管理に関する規則による		休館日	松阪市学校管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計	0.05 人
	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費					
	維持管理経費				12,823,204	運営・事業等経費				0
	光熱水費				2,283,805	指定管理委託料				
	保守点検委託料				2,178,617	その他の経費				
	賃借料				3,700,737	②小計				0
	修繕費				1,602,223	財源	補助金等収入			
その他の経費				3,057,822	使用料等収入				410	
人件費				119,050	その他収入					
職員等				0	③年間収入合計				410	
非常勤職員				119,050	④合計(①+②)-③				12,941,844 円	
①小計				12,942,254	市民一人あたりのコスト				77.03 円	
④合計(①+②)-③				12,941,844 円						
④ 施設の状況	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)			
				H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)		
	生徒数		人	61	58	65				
	類似機能を有する公共施設			近隣にある公共施設						
特記事項	平成27年度で飯高西中学校と統合し、H28.4月飯高中学校となる									

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の基本情報			施設番号	S01770	住所(所在地)	松阪市飯高町宮本216番地				
			施設名称	飯高西中学校(飯高西中学校校舎(飯高))						
			根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	昭和50年度		
			担当部署	教育委員会事務局 教育総務課			財産区分	12 公共用財産		
設置目的	中学校については学校教育法第45条において『小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする』とされ、同法第49条において同法第38条の『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』との規定の準用を受け市町村において設置の義務がある。 なお、学校の沿革については昭和22年新学制の開始に伴い設置された川俣中学校、森中学校、波瀬中学校が昭和50年に統合され、現在の飯高西中学校となる。									
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	21 台		
	土地	敷地面積	9832.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	飯高西中学校校舎(飯高)			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和51年 3月 1日	建物取得費	792,490,000 円		
		延床面積	3686.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成10年			耐震補強(実施年月)	平成11年			
	万歴大 円・規 模 計 画 改 修 等 の 履 行	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)		
		平成11年度	飯高西中学校(校舎)		平成11年耐震補強			169,937,150 円		
		平成14年度	飯高西中学校(校舎)		平成14年大規模改造			23,849,700 円		
リスク・高機能化対応度	平成14年 大規模改造【障害児教室等バリアフリー化】									
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で市内の中学校のうち、建設から30年以上経過している学校が11校中8校となっており、全体の約73%を占め、小学校同様に施設の老朽化が進展しています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	統廃合にあたって配慮すべき事項として、教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。地域との関わりにおいては中学校区が一つのコミュニティの単位となっていること、中学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校管理に関する規則による		休館日	松阪市学校管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.00 人
	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費					
	維持管理経費				3,525,981					
	光熱水費				1,334,618					
	保守点検委託料				2,088,815					
	賃借料				3					
	修繕費				0					
その他の経費				102,545						
①小計				3,525,981						
人件費				0						
職員等				0						
非常勤職員				0						
④合計(①+②)−③				3,525,571 円						
				市民一人あたりのコスト					20.99 円	
④ 施設の状況	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)			
				H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)		
	生徒数		人	35	26	0				
	類似機能を有する公共施設			近隣にある公共施設						
特記事項	平成27年度で飯高東中学校と統合し、H28.4月飯高中学校となる									

